

ID: 661

担当部署: 企画部 国際文化推進室 公民館

処分の概要	公民館の事業・行為の停止命令		
法令名 根拠条項	社会教育法 第40条第1項		
法令番号	昭和24年法律第207号		
【根拠条文】 (公民館の事業又は行為の停止) 第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会(特定公民館にあつては、当該市町村の長)、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。 【基準】 根拠条文及び法第23条の規定による。 (公民館の運営方針) 第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。 (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。 (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日